## 美馬市本人通知制度登録申請書 (新規・継続)

## 美馬市長 宛

美馬市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条第1項の規定に基づき、次の とおり登録を申請します。

申請	青年月日:	年 月 日		
登録者本人	フリガナ 申請者氏名 (通知対象者)	連絡先 (電話番号) ※昼間に連絡がとれる電話番号を記入してください		
	生年月日	年 月 日 性別 男・女		
	現住所	(〒 一 ) ※住所は住民票登録地を記入してください。		
通知を希望する証明書に☑をしてください。				
通知対象証明書	□住民票(除票を	住所 □現住所と同じ 含む)の写し		
	□住民票(除票を	住所 □現住所と同じ 含む)記載事項証明書		
	□戸 籍(除籍を	本籍・筆頭者含む)の附票の写し		
	□戸 籍(除籍を	本籍・筆頭者 含む)の謄本・抄本		
	□戸 籍(除籍を含	本籍・筆頭者 む)記載事項証明書		
※代理人による申請の場合は、以下の欄も記入してください。				
	フリガナ			
	代理人氏名	画絡先 (電話番号) ※昼間に連絡がとれる電話番号を記入してください		
件	生年月日	年 月 日 性別 男·女		
代理人	現住所	□申請者の現住所と同じ (〒 )※住所は住民票登録地を記入してください。		
	登録者との 1. 法定代理人□親権者 ( ) □成年後見人 □その他 ( ) 関係 2. その他の代理人 ( )			
Wのでで 開いさせて しない マノルシケン				
※以下の欄は記入しないでください。				
本人確認	□本人       □代理人       入力         1点       □免許証       □パスポート       □個人番号カード       □住基カード       受付       住民票       除籍         □在留カード       □特別永住者証       □その他(       )       )       (住民票       除籍			
	2点 □保険証 □	その他 ( ) 日付		
権 認限 確	□委任状 □ 戸 □ で □ で □ で 回 で 回 で 回 で 回 で 回 で 回 で 回 で	F籍謄抄本 □登記事項証明書 ) 担当		
1		<b>户</b> 4 亚 □		

## 注 意 事 項

- 1 この制度は、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑止及び防止を図ることを目的とし、証明書を第三者に交付したときに、事前登録した者(以下「登録者」という。)に対してその交付した事実を通知する制度です。
- 2 対象となる証明書
  - (1) 住民票の写し(除票及び改製原を含む。)
  - (2) 記載事項証明書(除票及び改製原を含む。)
  - (3) 戸籍の附票の写し(除附票及び改製原を含む。)
  - (4) 戸籍謄本・抄本(除籍及び改製原を含む。)
  - (5) 戸籍記載事項証明書(除籍及び改製原を含む。)
- 3 第三者とは、本人以外の者です。ただし、次の請求者を除きます。
  - (1) 同一の世帯に属する者(住民票に関する証明書に限る。)
  - (2) 戸籍に記載ある者、その配偶者及びその直系親族(戸籍に関する証明書に限る。)
  - (3) 国又は地方公共団体の機関
- 4 第三者に登録者に係る証明書を交付したときは、登録者に美馬市住民票の写し等交付通知書(以下「通知書」という。)を送付します。ただし、美馬市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第7条第2項のいずれかに該当するときは、送付しません。
- 5 通知書は、登録者に係る証明書を第三者に交付した場合に限り送付します。登録者と同一の世帯又は戸籍に属する者であっても登録をしていなければ、通知の対象とはなりません。
- 6 通知する内容は、証明書の交付年月日、種別及び枚数並びに交付請求者の区分です。交付請求者の住所及び氏名は、通知しません。
- 7 登録に必要な場合には、住民票や戸籍等の内容を調査することがありますのでご了承ください。
- 8 住所、氏名等の登録した内容に変更が生じた場合は、変更の届出が必要です。なお、美馬市住民票 の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第8条第1項に該当した場合は、登録を廃止 しますのでご注意ください。
- 9 申請内容の審査に時間を要する場合は、登録が遅れることがあります。

上記の事項について確認しました。		
	署名	